



# 物価高騰低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯）（3万円/1世帯）のご案内

物価高騰低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯）は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して支援するものです。また、18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降）を扶養している場合は、さらにこども加算を支給します。

## 給付金の支給額

**1世帯あたり3万円**（※1回限りの支給です。）

18歳以下の児童を扶養している場合、**児童1人あたり2万円を加算**

## 支給対象者について

### ◎支給対象となる世帯

**基準日（令和6年12月13日）時点で阪南市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯**

※ただし、住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

⇒支給手続き等の詳細は、**裏面**をご確認ください

### <こども加算について>

#### 対象児童

- ①18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降）
- ②令和6年12月14日から令和7年5月30日までに生まれた新生児
- ③生計同一であるが、単身で寮などに入っている別世帯の児童

※施設入所している児童（住民票を異動していない場合も含む）は対象になりません。

※②③の児童は、別途申請が必要ですので、阪南市臨時特別給付金窓口までお問合せください。  
ただし、申請期限は、令和7年5月30日（金）までです。



物価高騰低所得者支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

# 支給対象者の手続きについて

**注意！**

**受付期間は、令和7年5月30日（金）まで**

※郵送による申請の場合、令和7年5月30日（金）当日消印有効です。  
※虚偽により給付の申請をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

## 支給手続きフローチャート

以下、すべてにあてはまりますか？

- 令和5年度の給付金や令和6年度の給付金（新たに非課税となる世帯）等を世帯主の口座で受給した。
- 世帯の中に未申告者はいない。

はい

**申請不要です。**

阪南市から『お知らせ』が届きます。  
口座変更をしたい場合は届出が必要です。

※前回の給付時点と世帯構成が変更になった世帯や、確認を要する世帯などは、申請が必要な場合があります。

**令和7年3月中旬支給予定**

いいえ

**申請が必要です。**

阪南市から『確認書』または『申請書』が届きます。  
必要事項を記入し、必要書類を添付の上ご返送ください。

**令和7年3月中旬以降支給予定※**

※支給日は『支給決定通知書』にてお知らせします。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）等に伴い避難中でも受給できる可能性があります。詳しくは市ホームページを参照、又は下記「阪南市臨時特別給付金窓口」までお問い合わせください。

※対象と思われるのに『お知らせ』や『確認書』等が届かない方は、下記までお問い合わせください。なお、個人情報に関することは、お電話でお答えできません。

※この給付金は、法律の規定により差押禁止及び非課税の対象です。

## お問い合わせ

阪南市臨時特別給付金窓口（阪南市役所）



**072-493-2525**

受付時間 月～金 8:45～17:15（土日・祝日除く）

※窓口にお問い合わせの際は、本人確認できるもの（運転免許証等）をご持参ください。